

# 給付型奨学金の申請について

「給付型奨学金」は生徒が学校の教育活動（模擬試験、英検等各種検定試験、校外学習等）に参加するために必要な経費を、給付限度額の範囲内で東京都が保護者に代わり支払う制度です。

給付金は教育活動経費の支払に充てられますので、生徒・保護者が直接金銭を受け取ることはありませんが、支払に充てた給付金相当の学校徴収金を返金する等して負担の軽減が図られます。

給付を希望される方は申請書類を下記期限までに提出してください。

**申請書類提出期限：令和6年3月5日（火）**

## 《制度概要》

別途配付のリーフレットのとおり。（支給対象者等は裏面にも掲載しています。）

## 《申請書類の配布方法》

経営企画室窓口で配布します。

本校又は東京都教育委員会ホームページでもお知らせ・申請書類の様式を掲載いたしますので、こちらから申請様式を印刷していただいても結構です。

※支給の可否は令和4年の所得をもとに課税される住民税所得割額により審査されますが、**失業などの家計急変により収入が激減**し、住民税所得割が非課税相当と認められる世帯についても給付金の支給対象とする制度があります。

申請様式等が異なりますので、以下の連絡先までお問合せいただくようお願いいたします。

### 【問合せ先】

東京都立東村山西高等学校

経営企画室 須ヶ間

Tel 042-395-9121

Mail Hiroko\_Sugama@member.metro.tokyo.jp

## 《対象となる世帯》

次の対象世帯のいずれかに属する生徒

(都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額は、**保護者の合算**となります。)

給付対象世帯	年収目安	給付限度額
生活保護受給世帯又は前年度の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が <b>非課税</b> の世帯	約 270 万円未満	50,000 円
<b>令和 5 年度</b> の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が <b>85,500 円未満</b> の世帯	約 270 万円～ 約 350 万円未満	30,000 円

【課税証明書】  
平成30年度 特別区民税・都民税 課税証明書

区市町村民税所得割額 + 都道府県民税所得割額

【特別徴収税額決定・変更通知書】

※記載見本  
拡大  
区市町村民税所得割額 + 都道府県民税所得割額

【住民税納税通知書】  
平成30年度特別区民税・都民税課税明細

区市町村民税所得割額 + 都道府県民税所得割額

※給付対象とならない場合

- (1) 休学又は留学の許可を受けている場合
- (2) 高等学校等を卒業又は修了したことがある場合（都立特別支援学校高等部専攻科及び都内に存する国立特別支援学校高等部専攻科に在学する場合を除く。）
- (3) 措置費（見学旅行費及び特別育成費のうち加算分）が措置されている場合
- (4) 未申告、海外在住等により、保護者の一方でも申請年度の課税情報が取得できない場合

## 《支給対象経費例》 ※申請後に発生する経費が対象となります

項番	対象事業名	対象学年	一人当たりの金額 (2/16時点のR5年度実績)	
1	芸術鑑賞教室	1・2・3年	2,232円	※給付限度額あり
2	遠足代金	1年	3,632円	※給付限度額あり
		3年	4,500円	※給付限度額あり
3	修学旅行費	2年	20,000～30,000円	※給付限度額あり
4	模擬試験	1・2・3年	2,000～5,700円	
5	検定試験	1・2・3年	2,500～4,800円	
6	学習コンテンツ利用料	1年	5,940円	
		2年	5,280円	
		3年	3,960円	

※上記以外にも対象となる支出が発生した場合、限度額の範囲で随時充当します。